

## 令和3年江南市議会3月定例会追加議案目録

令和3年3月18日

議案第35号	江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部改正について	P	2
議案第36号	江南市市税条例の一部改正について	P	6

令和3年議案第35号

江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部改正について

江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて副市長となった者に対する退職手当に係る特例について定める必要があるからであります。

## 江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）

江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条に見出しとして「(準用規定)」を付し、同条中「江南市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）」を「退職手当条例」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（国家公務員等から引き続いて副市長となった者に対する退職手当に係る特例）

第5条 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員（以下「国家公務員等」という。）が退職し、江南市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号。以下「退職手当条例」という。）の規定による退職手当に相当する給与を支給されないで引き続いて副市長となった場合は、その者の当該給与の計算の基礎となった国家公務員等としての引き続いた在職期間は、副市長としての在職期間に通算する。

2 前項の規定に該当する者に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 副市長となった日から退職日までの在職年数及び退職日におけるその者の副市長としての給料の月額を基礎として、第3条の規定の例により計算した額

(2) 前項の規定により副市長としての在職期間に通算される国家公務員等としての引き続いた在職期間及び副市長となる直前の国家公務員等の退職日においてその者が受けていた俸給月額又は給料月額を基礎として、同日において職員が退職した場合の例により計算した額

3 第1項の規定に該当する者が退職し、引き続いて国家公務員等となった場合において、その者の副市長としての在職期間が、当該国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の国家公務員等としての在職期間に通算されることが定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）の  
新旧対照表

新	旧
<p><u>(国家公務員等から引き続いて副市長となつた者に対する退職手当に係る特例)</u></p> <p><u>第5条 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員（以下「国家公務員等」という。）が退職し、江南市職員退職手当支給条例(昭和38年条例第3号。以下「退職手当条例」という。)の規定による退職手当に相当する給与を支給されないで引き続いて副市長となつた場合は、その者の当該給与の計算の基礎となつた国家公務員等としての引き続いた在職期間は、副市長としての在職期間に通算する。</u></p> <p><u>2 前項の規定に該当する者に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 副市長となつた日から退職日までの在職年数及び退職日におけるその者の副市長としての給料の月額を基礎として、第3条の規定の例により計算した額</u></p> <p><u>(2) 前項の規定により副市長としての在職期間に通算される国家公務員等としての引き続いた在職期間及び副市長となる直前の国家公務員等の退職日においてその者が受けていた俸給月額又は給料月額を基礎として、同日において職員が退職した場合の例により計算し</u></p>	

新	旧
<p><u>た額</u></p> <p>3 <u>第1項の規定に該当する者が退職し、引き続き国家公務員等となった場合において、その者の副市長としての在職期間が、当該国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の国家公務員等としての在職期間に通算されることが定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p>	
<p><u>第6条</u> この条例の定めるもののほか、<u>退職手当条例</u>の例による。</p>	<p><u>第5条</u> この条例の定めるもののほか、<u>江南市職員退職手当支給条例(昭和38年条例第3号)</u>の例による。</p>

令和3年議案第36号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9月延長する等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市市税条例の一部を改正する条例（案）

江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第73条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第14条中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第14条の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第73条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第14条 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条の2の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第73条の5 同左</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第14条 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第14条の2の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収</p>



新	旧
<p>           に関し、3輪以上の軽自動車<del>が</del>法第446条第1項(同条第2項<del>又は第3項</del>において準用する場合を含む。)又は第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項<del>又は第5項</del>において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。         </p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>           に関し、3輪以上の軽自動車<del>が</del>法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。         </p> <p>3及び4 (略)</p>

(参 考)

## 市税条例改正（案）の概要

### 1. 改正の目的


地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9月延長する等について、所要の整備を図る必要があるからです。

### 2. 改正の概要

#### (1) 環境性能割の税率区分の見直し（第73条の5関係）

環境性能割の税率について、2020年度燃費基準の達成度に応じた適用区分から2030年度燃費基準の達成度に応じたもの等へ改正する。

適用区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クルーゼンディーゼル車		非課税
ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +10%達成	
ハイブリッド車 LPG車 ディーゼル車	2020年度基準 達成	1%
上記以外		2%




適用区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税
ハイブリッド車 LPG車 ディーゼル車	2030年度基準 75%達成	
ハイブリッド車 LPG車 ディーゼル車	2030年度基準 60%達成	1%
上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%

#### (2) 環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第14条関係）

令和3年3月31日までに取得した車両を対象とした軽自動車税の環境性能割の1%分の軽減について、9月延長し令和3年12月31日までとする。

(減収となる税額は、全額国費にて補填される予定)

税率
非課税
1%
2%



臨時的軽減
非課税
非課税
1%

